

付加給付の変更について

TSI ホールディングス健康保険組合

当健保組合では、法律で定められている給付『法定給付』に上乗せして支給する組合独自の給付『付加給付』を実情に応じて行なっています。しかしながら、昨今の組合の財政状況は大変厳しく、令和3年度は大幅な赤字となり令和4年度も引き続き赤字が見込まれています。厚生労働省からは付加給付に関しては、「コスト意識や受診する者としいない者との負担の均衡等に留意し、組合の財政状況を十分勘案したうえで、適正に設定すること」等の通達がでています。

このことから、適正な付加給付の実施を図ることを目的に、2月25日開催の第107回組合会で下記の付加金について廃止および変更することが決議されました。関東信越厚生局から規約変更の認可もおりましたので、4月1日より施行します。

【出産育児一時金付加金】・・・法定給付（出産育児一時金）＋ α 分

被保険者が出産育児一時金の支給を受けるときは、出産育児一時金付加金として36,000円を支給する。



4月1日から **【廃止】**

【家族出産育児一時金付加金】・・・法定給付（家族出産育児一時金）＋ α 分

被扶養者が家族出産育児一時金の支給を受けるときは、家族出産育児一時金付加金として36,000円を支給する。



4月1日から **【廃止】**

【埋葬料付加金】・・・法定給付（埋葬料）＋ α 分

被保険者が死亡したときは、埋葬料付加金として、被保険者の標準報酬月額の100分の50に相当する額を支給する。



4月1日から **【変更】**
被保険者の埋葬料付加金として、50,000円を支給する。

【傷病手当金付加金】・・・法定給付（傷病手当金）＋ α 分

被保険者が傷病手当金の支給を受ける期間、傷病手当付加金として1日につき被保険者の標準報酬日額の100分の10に相当する額を支給する。



4月1日から **【廃止】**

※その他の付加給付については、変更ありません、また施行日より前に発生したもの（被保険者の出産、被扶養者の出産、被保険者の死亡、被保険者が4月1日より前の労務に服することができない期間）の付加金については、従前の規約に沿って支給します。

以上